

運営会議より(平成25年9月～12月) 抽出された地域課題

- ① 緊急時のための事前準備、受け入れ先の不足
- ② 虐待防止法により保護する受け入れ先の確保が困難

①

当事者、ご家族に何か緊急なことが発生した場合に事前準備をしていないがために、困ってしまう事態が多くみられる。

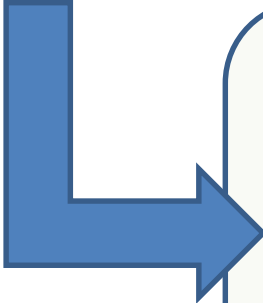
必要だとは思っているが福祉サービス、医療等の利用に繋がっていない。

「今はサービスを必要としない」状況のまま何か起きる。

まだ大丈夫だと思いながら、ぎりぎりのところで支え合って生活している(老障介護)

医療・福祉サービス

- ・急には利用ができない。
- ・受け入れ側・体制



知らない人は受けることができない。
感染症が心配。
いつでも入所、グループホーム、入院ができるわけではない。



地域

- ・困ったときに、支え合う地域性が薄い。
- ・理解、周知がない。

短期入所(ショートステイ)の状況

- 各支援施設の利用・受け入れ
面談(聞き取り)、利用契約、健康診断書の提出が
必須。
- 利用したいときに、いつでも利用ができるわけ
ではない。(緊急時など)→定員がいっぱい
- 支援施設事情では、断られるときもある。
- 各支援施設の考え方も異なる。





利用する側の意識的な傾向は？

- 利用したいときに利用できない。
- 緊急時以外は利用しない
- 慣れている支援施設以外は利用しない
ため、その施設が受け入れできないと緊急時には困難になってしまう。
- 障がい特性によっては、身内や近隣にも頼めない。
- 集団生活には困難な人もいるため、緊急時には必ずショートステイを利用すればいいということでもない。

どうしたらいいのでしょうか？

- 緊急なことが起きてから、
困ったことが起きてからではなく…



緊急なことや困ったことがあってもいいように
日頃から相談支援や福祉サービス、医療等
に繋がっておくことが必要（事前準備）

- 周知の必要性、それぞれの困りごとを
丁寧に聞いていくことが大事。
- 地域ごとでの支え合うネットワークを作っておく。

②

虐待防止法により保護する受け入れ先の確保が困難。体制にも格差がみられる。

【推測される原因】

今まで知らない人を受けることができない。

施設内での感染症等を危惧。健康診断書が必要。

ベッドが空いていない。

保護に係る人的資源が乏しい。

虐待防止法に係る保護の場合

- 保護した場合、受け入れ先の確保、対応が困難。
 - 柔軟に受け入れができる施設と、できない施設の格差が大きい。
 - 「虐待」と判断し保護した被虐待者を
受け入れてもらうためには？
また何か違う方法が考えられるかどうか？
- 圏域、県内でも同様な課題がみられている。